

2 0 2 1 KISHIWADA MAKE MEMORIES

安全管理マニュアル

公益社団法人 岸和田青年会議所

緊急時対応（設置・定義）

対策本部の設置

- ①緊急事案が発生した際は、対策本部を設置し協議の上、3項以降の内容を的確に指示、確認、決定をする
- ②対策本部は、緊急事案の発生時期により次の場所へ設置する

- A 事業開催日前日まで
→運営担当 正副
- B 事業開催日
→運営本部内

緊急事案の定義

- 殺人、強盗、傷害事件等の発生及び予告
- 雑踏事故、交通事故等の各種事故の発生
- 火災及び、傷病者発生等の消防救急事案
- 酔っ払い、精神異常者、迷子等の保護事案
- 爆破予告
- 爆発物発見
- 不審物発見（異臭物も含む）
- 地震、集中豪雨等の災害事案
- 台風、落雷等の各種警報発令時
- その他、イベントの円滑な運営に支障を及ぼす事案

■ 実施判断時間

- ①21日前の社会情勢を加味した判断
- ②14日前の社会情勢を加味した判断
- ③7日前の社会情勢を加味した判断
- ④事業前日までの状況判断
- ⑤事業当日朝5時（担当委員会スタッフ会場立合い時）
- ⑥事業開催前（開場3時間前）
- ⑦事業開催前（開場1時間前）
- ⑧会場周辺の状況により判断
- ⑨事業本番中は適宜状況により判断

緊急時対応（措置要綱）

措置要領

対策本部は下記事項についての的確な指示・決定等を実施する

(1)指示

- ① スタッフの現場急行
- ② スタッフへの一斉通報
- ③ 関係機関への通報
- ④ 続報の収集、通報・連絡

(2)確認事項

- ① 事案の概要把握
- ② 負傷者、病人の救出救護
- ③ 顧客の避難誘導
- ④ 交通誘導
- ⑤ 現場広報
- ⑥ 現場保存
- ⑦ マスコミ対策
- ⑧ 会場周辺施設の警戒
- ⑨ 二次災害、被害の拡大防止措置

(3)通報

- ① 関係省庁
- ② 救急、医療関係
- ③ 交通機関
- ④ 各関係機関

(4)措置事項

- ① 事案概要の記録
- ② 当事者、負傷者等の人定把握（避難人員・病院搬送先）
- ③ 参考人、目撃者の把握
- ④ 応援体制の検討
- ⑤ 被害の確認、事案終息の見通し
- ⑥ 任務付与の検討
- ⑦ 装備資器材の手配
- ⑧ 後方支援体制の構築

(5)決定事項

- ① 検索（日時・場所等）
- ② 事業の中止
- ③ 避難誘導
- ④ 収束
- ⑤ マスコミ対応
- ⑥ その他

緊急時対応（中止等決定基準）

判断基準

《中止判断の基準》

- コロナウイルス感染拡大防止の為緊急事態宣言が開催日に発令中の場合
- 気象庁による警報発令(台風上陸・暴風・暴雨・雷など)
[AM8:00時点で警報発令中の場合は中止とする]
- 地震発生により市町村の避難勧告が発令された場合
- 会場が閉園となる場合
- 各関係省庁から開催中止の指示が発生した場合
- その他、来場者の安全が保証できない事象が継続して発生した場合
 - ・警報は出ていないが局地的な暴風の継続で被害が拡大する場合
 - ・警報は出ていないが局地的なゲリラ豪雨の継続で被害が拡大する場合等

《一時中断(一部活動停止)の基準》

- 気象庁による注意報の発令(台風上陸・暴風・暴雨・雷など)
- 地震発生により出展ブースに被害が発生した場合
- 会場周辺での火災発生(火災状況・被害状況を判断)
- 熱中症や食中毒の集団発生で関係省庁の捜査・査察が必要な場合
- 危険物の発見・爆発予告の発生で関係省庁の捜査・査察が必要な場合
- 会場内での事件・事故発生で来園者の安全が保証できない場合
- 各関係省庁から一時中断(一部活動停止)の指示が発生した場合
- その他、来場者の安全が保証できない事象が継続して発生した場合
 - ・ 注意報は出ていないが局地的な暴風が発生した場合
 - ・ 注意報は出ていないが局地的なゲリラ豪雨が発生した場合
 - ・ 注意報は出ていないが局地的な雷雲が発生した場合

《イベント再開の基準》

一時中断(一部活動停止)した事象が収束し、安全に事業が行える環境が整ったと判断された場合に、対策本部及び、各関係省庁の担当者と協議した上で、イベントの再開(一部再開)を行うこととする

緊急時対応（決定事項告知）

イベントの中止・一時中断、及び再開時の告知について

- 前項の事象が発生した際に、来場者(来場予定者)及び出展者に対して、下記の方法にて情報発信を行う事で、情報共有と混乱回避を図る

《開催前日までの事象発生時》

事象発生時より来場予定者及び出展者に対して情報発信を行う

また、経過情報の発信を適宜行う

- ホームページによる情報発信(総務広報委員会より適宜HP更新)
- 電話連絡による情報発信(各ブース担当者より出展者へ電話連絡)
- メールによる情報発信(各ブース担当者より出展者へ適宜メール配信)
- SNSによる情報発信(総務広報委員会より適宜更新)

【情報内容】

- ・ 事象の発生内容と事業開催への影響(展望)
- ・ 定期的な情報収集のお願い
- ・ 事象の経過報告と実行委員会の事業開催の意向表示

《開催前日までの中止決定》

対策本部が協議の結果、事業中止を決定した場合は、速やかに情報発信を行う

- ホームページによる情報発信(総務広報委員会よりHP更新)
- メールによる情報発信(ブース担当者より会員・出展者へメール配信)
- 各出展者への連絡(出展担当者より電話連絡)
- 当日、会場入口での告知

【情報内容】

- ・ 事象の発生内容と中止決定理由の表示
- ・ 事後対応方法の告知(出展者対応)

《開催当日の事象発生時》

事象発生の発見もしくは報告を受けた段階で必要があれば速報として情報を発信
協議中も適宜、更新情報を発信

- 会場内アナウンスを利用した情報発信(事業責任者よりアナウンス)
※ 場合によっては会場内の放送設備による案内も行う(会場担当者へ依頼)
- メールによる情報発信(ブース担当者より出展者へ適宜メール配信)
- ホームページによる情報発信(総務広報委員会より適宜HP更新)

【情報内容】

- ・ 事象の発生内容とイベント開催継続への影響
- ・ 来場者の安全への影響、及び注意呼びかけ
- ・ 事象の経過報告と協議状況の経過速報

雷 等 ・ 荒 天 時 対 応

■続発するゲリラ豪雨に伴い、雷雨が急に発生した際は、下記の事項を留意してイベント会場の運営及び告知活動を行う事とする。

《雷の性質》
(a)大気が不安定な時に、局地的上昇気流によって、雷雲（積乱雲）が発生する。
(b)積乱雲がもくもくと成長するのが見えたら、数分後に落雷の危険がある。
(c)「ゴロゴロ」と雷鳴が、かすかにでも聞こえ始めたら、そこに落雷する危険がある。
(d)雷は雨が降る前に発生し、落雷する。
(e)落雷の危険は、雷雲が消滅するまで続く。

緊急避難時の心得

・樹木(小枝や葉も含めて)の4m以内に近づかない。

木のそばへの避難は、自殺行為。
・雨が降っても、絶対に傘はささない。(20cmの高さの差が、生死を分ける場合もある。)

・ゴム長靴・ビニールレインコートを身に付けていても、少しも安全にならない。・

金属類は、そのままを身につけておいても雷を引き寄せない。

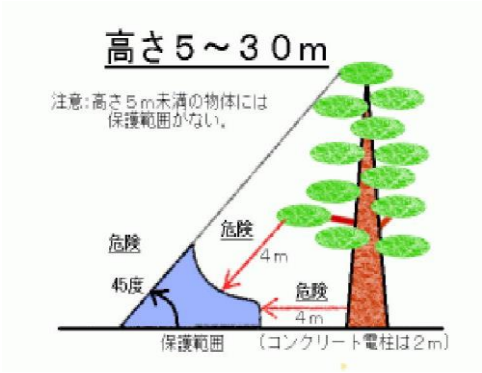
・低い姿勢を取る時は、寝そべらず、両足の間隔を狭くしてしゃがみ、指で両耳穴をふさぐ。(足を広げておくと、落雷時に地面を流れる電流が体流れ、負傷する。)

・落雷のあと、次の雷が落ちてこない安全時間というものはない

・落雷が起きる直前地面の電位が大幅に変化するため、「口の中に鉄の味が広がり、髪の毛が逆立ち、空気が静電気を帯びたように皮膚がビリビリと感じる。」との落雷被害者の報告がある。
その際には、その場から出来るだけ安全度の高い場所へ、必ず姿勢を低くして全力で逃げる。

《事業実施の協議》

- 各事象判断基準一覧の「該当する」項目に準じて協議及び判断を行う
- あらゆる手段を講じ、情報収集に努める。集まった情報を総合的に勘案。
更に監督省庁の動向を確認しながら、お客さまの安全を第一に検証する
 - ①監督省庁や自治体からの「自粛要請」があった場合は「フェーズ2」として協議を行う事とする
 - ②監督省庁や自治体からの「中止要請」があった場合は「フェーズ3」として協議を行う事とする



《雷雲の動向によるイベントの実施について》

- 公園近隣に雷雲発生
 - ・本部アナウンス係りは、注意を呼び掛ける場内アナウンスを入れる。
 - ・「岸和田青年会議所」のホームページへの掲載などで、注意を促すと共にイベント開催への影響を配信する。
- 公園上空に雷雲発生
 - ・一時中断とし、来場者、出展者を非難誘導する
- 雷雲が遠ざかった際
 - ・出展者から順次場内へ戻って頂き、現状復帰作業に入って頂く。
 - ・安全部会は場内の安全チェックを行う。
→雷雲再発生の見込みが無く、場内の安全確認が取れた後、事業再開とする



地震対応

- 地震は突如迫りくる。大規模地震が発生した際は、下記の事項を留意して会場の運営及び告知活動を行う事とする。

緊急避難時の心得

■まずは身の安全を確保する

周囲の倒れてくるものや、落下物から身を守る事を最優先しましょう。
近くにあるもの(カバンなど)で、頭を保護し、安全な場所に移動します。
※安全な場所とは、周囲から倒れてくるものやガラスが飛び散ったりするおそれがない場所を指します。※近くに頭を保護するものが何もない場合は、両手をしっかり組んで頭の上に置きます。

■火元を消す

都市型の地震は、二次災害の火災の発生による被害が一番多いと言われています。
最初の小さな揺れを感じた時に、まず火元を消す習慣をつけておきましょう。
突然グラッと来て火を消す余裕がない時は、無理に消そうとせず、身の安全を確保した上で周囲の状況を見ながら火を消します。

火元が消せなかったとしても、火は周囲に燃え移るまでに3～5分かかりますので、大揺れがおさまってから消しても決して遅くはありません。消火器の他、テーブルクロス、バケツなどをかぶせて空気を遮断した後、上から水をかけるのも有効です。

慌てずに落ち着いて行動しましょう。

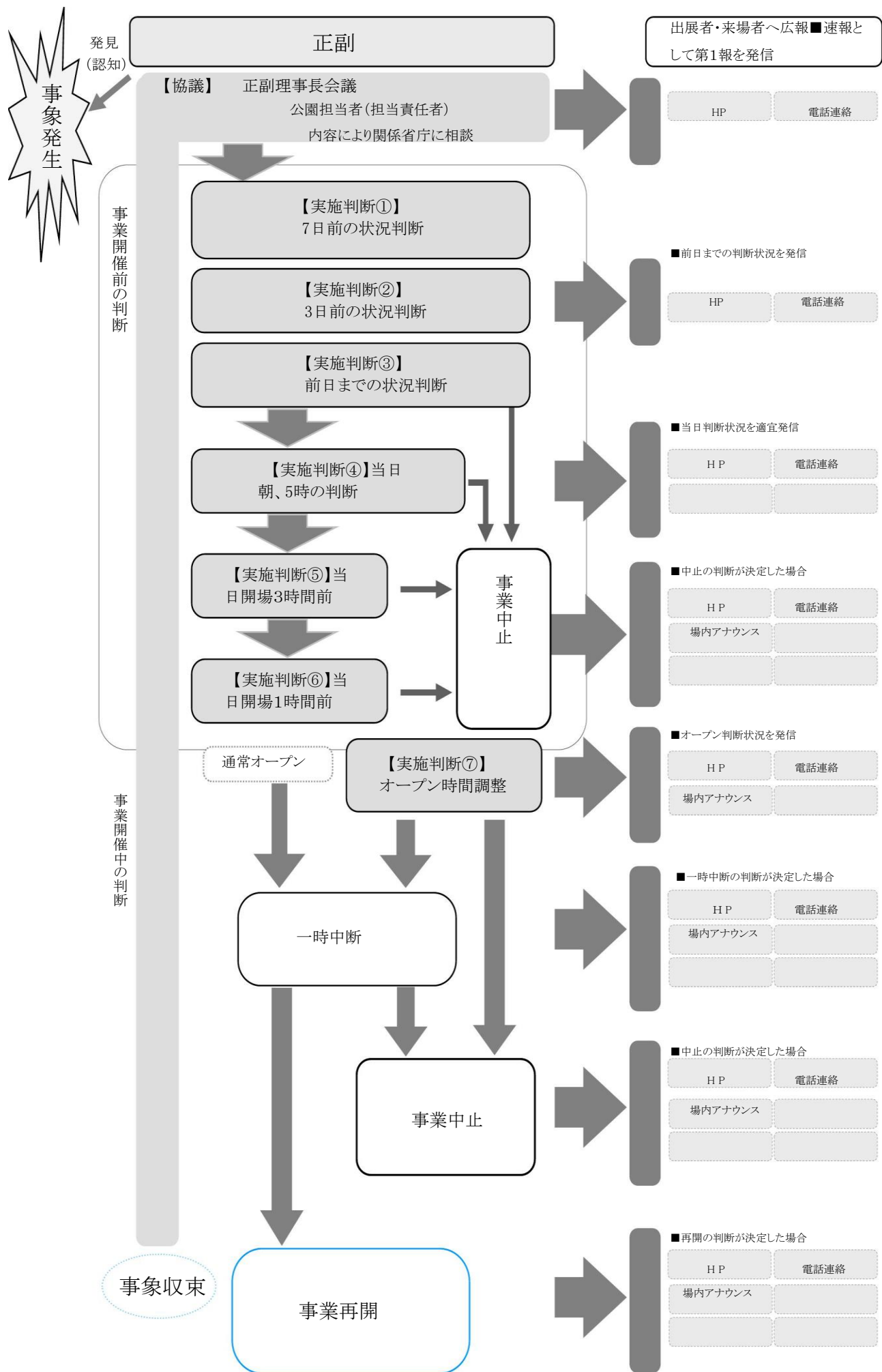
■揺れが収まったら

- ・傾いた建物・石塀・ブロック塀・自動販売機など、倒壊のおそれのあるものには近寄らないようにしましょう。
- ・建物の下を歩く場合は落ちてくるガラス片などが危険なので、カバンなどを持っている場合には、頭上にかかげ頭を守りましょう。
- ・道路のアスファルトがめくれたり、ひび割れしている場所には近寄らないようにしましょう。
- ・感電の恐れがあるので、たれさがっている電線に注意して触れないようにしましょう。
- ・火災が起きている場合、火災の風上へ避難しましょう。(煙対策にぬれたタオルなどで口にあてがう)

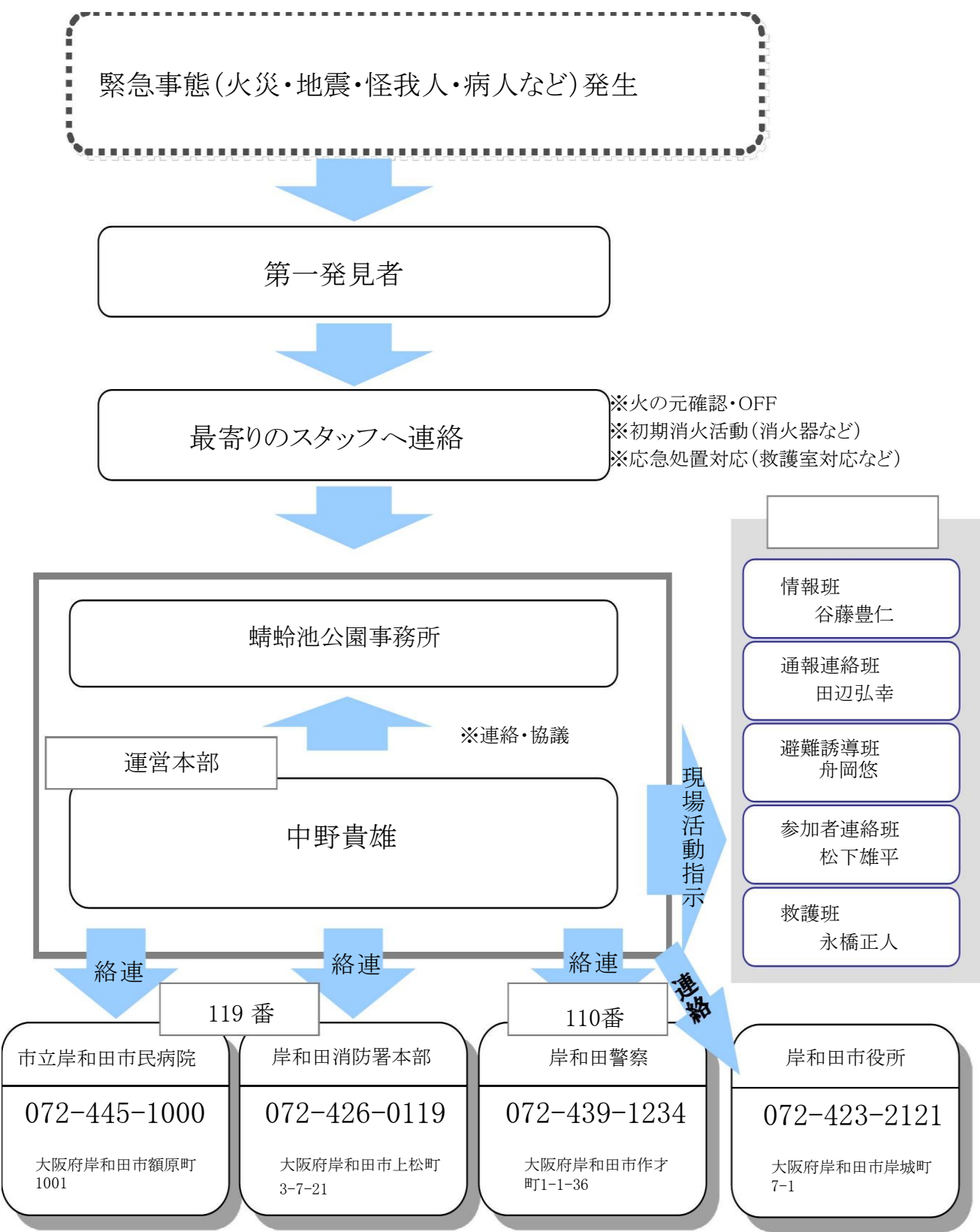
《事業実施の協議》

- 各事象判断基準一覧の「該当する」項目に準じて協議及び判断を行う
- 周辺の状況の把握、ラジオからもたらされる情報を勘案。

協議フローについて



緊急時対応（救急要請フロー）



■緊急時対応ケガ・

急病発生時

- ケガの状態や病状を確認し、動ける状態であれば運営本部内の「救護室」まで誘導する。
※動けない状態であれば本部へ救護班の要請を行い、救護スタッフが現場にて初診を行う。
- 救急車を呼ぶなどの緊急時は、必ず運営本部「中野」まで報告する事。
- 救急車の進路誘導・サイレンの消音等を連絡
- 救急車の到着ルート(第2駐車場側入り口)を確認し、緊急時対応スタッフ(正副)を配置する。
- 警備員と連携を図りながら車輛誘導を行う。
- 憶測、私見を交えての通報は行わない事。(食中毒だと思われる、テロが発生した等々、
一個人の憶測、私見を勝手に述べてしまうと、そのまま報道される可能性がある。)

非常時避難場所

